

大崎市告示第 153 号

後期高齢者医療保険料額決定通知書の公示送達について

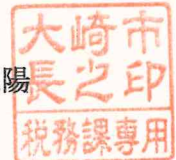
次の者は、住所等不明のため後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書等を送達することが出来ないので、地方税法第 20 条の 2 及び高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条により公示送達する。

当該書類を大崎市総務部税務課内に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

以上、告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

大崎市長 中島 源陽



記

送達を受けるべき者 別紙

公示送達者

整理番号	世帯主名（被保険者）	通知番号	種類	公示送達 実施月日
7	平野 すめ子		後期高齢者医療保険料額 決定通知書	9月15日
8	山口 恵子		後期高齢者医療保険料額 決定通知書	9月15日
9	伊藤 義也		後期高齢者医療保険料額 決定通知書	9月15日

